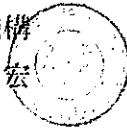


3海油第133号
令和3年8月30日

北海道知事 殿

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

理事長 岸 宏



漁場油濁被害額等の認定について

令和3年5月10日付けで北海道漁業協同組合連合会から送付のあった雄武漁業協同組合の漁場油濁被害救済申請（令和3年4月23日付け）については、別紙のとおり認定したので、お知らせします。なお、認定に際して、同漁業協同組合に対して下記の条件を付したので、御了知ありたい。

記

（認定の条件）

当機構の「漁場油濁被害対策事業業務方法書」第16条に基づき、以下の条件を付す。

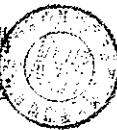
（イ）当機構は、油濁事故について原因者が判明したとき、又は被害漁業者等が損害の補填を受けたときは、当該認定を取り消し、若しくは変更し、又は防除費の支弁を行わず、又は既に支弁した防除費の額に相当する金額を当機構に返還せざることがある。

（ロ）構成員である被害漁業者等のために申請を行った水産業協同組合は、前述（イ）の返還金が発生した場合は、被害漁業者と連帶して納付する。

3海油第133号
令和3年8月30日

雄武漁業協同組合
代表理事組合長 片川 隆市 殿

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 岸 公



漁場油濁被害額等の認定について

令和3年4月23日付けで貴組合から当機構に申請のあった防除費については、下記の2の条件を付して、下記の1のとおり認定したので、お知らせします。

なお、近日中に認定額を支給するので、被害漁業者等への配分が終了した場合は、別紙様式により、当機構宛に報告書を送付されたい。

記

1. 漁業被害の防除費

- (イ) 申請額 351,978円
(ロ) 認定額 351,978円

2. 認定の条件

当機構の「漁場油濁被害対策事業業務方法書」第16条に基づき、以下の条件を付す。

(イ) 当機構は、油濁事故について原因者が判明したとき、又は被害漁業者等が損害の補填を受けたときは、当該認定を取り消し、若しくは変更し、又は防除費の支弁を行わず、又は既に支弁した防除費の額に相当する金額を当機構に返還せざることがある。

(ロ) 構成員である被害漁業者等のために申請を行った水産業協同組合は、前述(イ)の返還金が発生した場合は、被害漁業者と連帶して納付する。

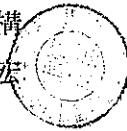
以上

3海油第133号
令和3年8月30日

北海道漁業協同組合連合会
代表理事長 川崎 一好 殿

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

理事長 岸 宏



漁場油濁被害額等の認定について

令和3年5月10日付けで貴漁連から送付のあった雄武漁業協同組合の漁場油濁被害救済申請（令和3年4月23日付け）については、別紙のとおり認定したので、同漁業協同組合に同封の認定通知書を送付いただくとともに、御指導方、よろしくお願ひしたい。なお、認定に際して、同漁業協同組合に対して下記の条件を付したので、御了知ありたい。

記

（認定の条件）

当機構の「漁場油濁被害対策事業業務方法書」第16条に基づき、以下の条件を付す。

（イ）当機構は、油濁事故について原因者が判明したとき、又は被害漁業者等が損害の補填を受けたときは、当該認定を取り消し、若しくは変更し、又は防除費の支弁を行わず、又は既に支弁した防除費の額に相当する金額を当機構に返還させことがある。

（ロ）構成員である被害漁業者等のために申請を行った水産業協同組合は、前述（イ）の返還金が発生した場合は、被害漁業者と連帯して納付する。